第一項の表四二の項を次のように改める。

42	削除

第一項の表四九の項及び五〇の項を次のように改める。

49	削除
50	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

52	削除

第一項の表五四の項から六一の項までを削る。

四十四　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除

第一項の表三六の項及び三七の項を次のように改める。

36	削除
37	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

47	削除

第一項の表五五の項を次のように改める。

55	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

64	削除

第一項の表七一の項及び七二の項を次のように改める。

71	削除
72	削除

四十五　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

13	削除

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

四十六　平成二十六年総務省告示第三百七十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項中「(117,20)」を「(130,00)」に改める。

四十七　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

13	削除

第一項の表二六の項から二九の項までを削る。

四十八　平成二十七年総務省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

2	削除

第一項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

四十九　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項及び一〇の項を次のように改める。

9	削除
10	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

五十　平成二十八年総務省告示第三百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第三項の表八三の項を次のように改める。

83	削除